

# 令和8（2026）年度 国民健康保険税の改定について

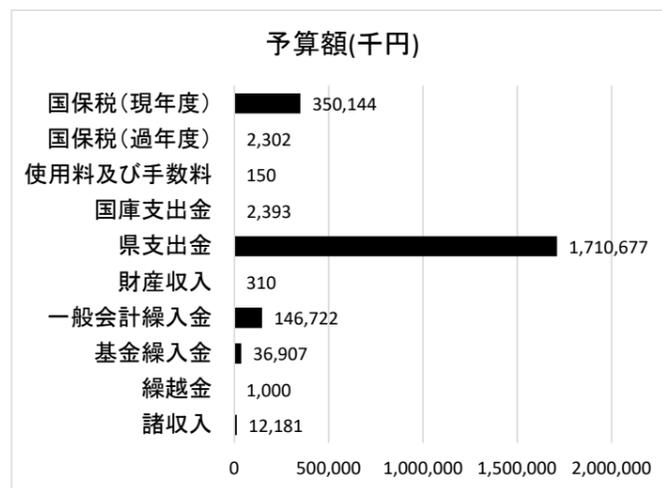
資料 2

## 1 令和8（2026）年度の国保税改定の主な理由

令和8(2026)年度に「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴う子ども子育て支援納付金に係る税額の算定および、県が目指す保険料(税)算定方式の統一に向けた税額等の改定

## 2 令和8（2026）年度 国民健康保険特別会計予算案【概要】

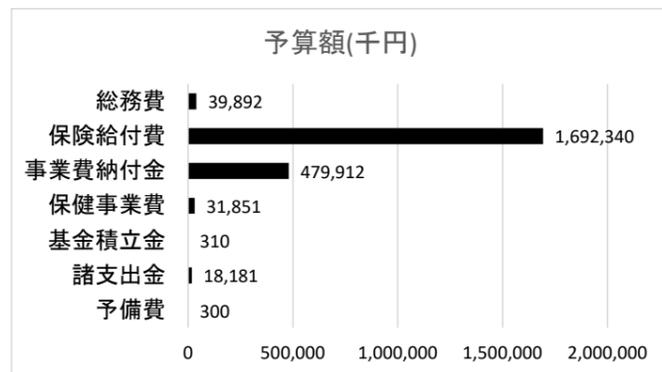
### 【歳入】



内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保税(現年度)	350,144	15.47
国保税(過年度)	2,302	0.10
使用料及び手数料	150	0.01
国庫支出金	2,393	0.11
県支出金	1,710,677	75.60
財産収入	310	0.01
一般会計繰入金	146,722	6.48
基金繰入金	36,907	1.63
繰越金	1,000	0.04
諸収入	12,181	0.54
合 計	2,262,786	100.00

※令和7年度基金残高予定額 305,107千円

### 【歳出】



内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	39,892	1.76
保険給付費	1,692,340	74.79
事業費納付金	479,912	21.21
保健事業費	31,851	1.41
基金積立金	310	0.01
諸支出金	18,181	0.80
予備費	300	0.01
合 計	2,262,786	100.00

※保険給付費 市は保険給付に係る費用を国保連合会に支払い、県から同額の県支出金が市に給付されます。

※事業費納付金 市から県に納付する納付金です。県が毎年度翌年の金額を算定します。

## 4 葬祭費支給額の改定について

被保険者が死亡した場合に支給される葬祭費について、県下での取り扱いが令和9(2027)年度に統一されることから現行「3万円」を「5万円」に改定したい。

## 3 令和8（2026）年度 飯山市国民健康保険税額（案）

区分	令和7年度 税額A (年額)	令和8年度 税額(案)B (年額)	差B-A	構成割合(%)	用語について		
医療 保険 分	所得割率	6.90%	6.51%	-0.39%	応能割	国民健康保険制度の運営に 充てられるもの	
	均等割額	20,000円	19,000円	-1,000円	応益割		28.67
	平等割額	20,100円	18,800円	-1,300円			18.14
後期 支 援 分	所得割率	3.45%	2.90%	-0.55%	応能割	後期高齢者制度を現役世代 で支えるためのもの	
	均等割額	9,800円	8,100円	-1,700円	応益割		28.27
	平等割額	9,700円	7,900円	-1,800円			17.55
介 護 分	所得割率	2.60%	2.77%	0.17%	応能割	介護保険制度の運営に充て られるもの (介護運営制度の2号被保険 者(40歳～64歳)の方が対 象)	
	均等割額	7,500円	7,000円	-500円	応益割		22.72
	平等割額	7,000円	6,500円	-500円			18.46
子 ど も 子 育 て 分	所得割率		0.31%	0.31%	応能割	子ども・子育て支援金制度の 運営に充てられるもの	
	均等割額		900円	900円			30.85
	18歳以上 均等割額		100円	100円	応益割		
	平等割額		900円	900円		17.66	
計	所得割率	12.95%	12.49%	-0.46%	応能割		
	均等割額	37,300円	35,100円	-2,200円	応益割		27.63
	平等割額	36,800円	34,100円	-2,700円			17.95

### 国保税年税額の試算

モデルケース		R7税率の場合	R8税率の場合 (子ども子育て 分含む)	増減額
1	夫婦2人(40代)、子ども2人(就学児) 給与所得276万円(妻の所得0円)	472,500	455,300	-17,200
2	夫婦2人(40代)、子ども2人(就学児) 給与所得167万円(妻の所得0円) 2割軽減	297,300	286,300	-11,000
3	夫婦2人(70歳、年金収入のみ) 所得90万円(妻の所得0円) 5割軽減	96,700	86,900	-9,800
4	単身(70歳) 所得0円 7割軽減	17,800	16,600	-1,200